



医政地発 0214 第 2 号  
平成 29 年 2 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿  
（ 熊 本 県 を 除 く ）

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

病院におけるアスベスト（石綿）対策に係る指導の徹底及びアスベスト（石綿）  
使用実態調査に係るフォローアップ調査の実施について（依頼）

病院におけるアスベスト（石綿）対策については、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査及びアスベスト（石綿）含有保温材等実態調査の調査結果の公表並びに今後の対応等について（通知）」（平成 28 年 12 月 27 日付け医政発 1227 第 1 号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）により、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査」及び「病院におけるアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」（以下、両調査を合わせて「アスベスト使用実態調査」という。）の結果を公表し、適切な対応をお願いするとともに、「ばく露のおそれがある場所」を保有している病院（以下「要措置病院」という。）、分析調査中の病院及び未回答の病院のその後の状況について、改めて報告をお願いする旨連絡したところです。

つきましては、下記によりフォローアップ調査を行い、当課まで提出していただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 第 1 回フォローアップ調査について

要措置病院について、除去等の措置を講じる時期を早急に確認するとともに、措置時期を明確にしない場合や要措置状態が継続している場合等には必要な指導を実施していただくようお願いいたします。

また、分析調査中の病院及び未回答の病院については、設計図書等による確認又は分析調査等を実施する時期を早急に確認するとともに、分析調査等の実施時期を明確にしない場合や分析調査等が実施されない状態が継続している場合等には必要な指導を実施していただくようお願いいたします。

特に、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査（以下「吹付けアスベスト調査」という。）」の要措置病院（全都道府県計 16 病院）及び分析調査中の病院（全都道府県計 16 病院）が措置時期を明確にしない場合や適切な措置を講じない場合等については、保健所設置市又は特別区の医療監視部門と十分連携の上、必要に応じて医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 24 条第 1 項に基づき、施設の修繕等の命令を行うなどの対応をお願いいたします。

以上を踏まえ、措置時期又は分析調査等の実施時期及び指導内容等について、「病院におけるアスベスト使用実態調査に係るフォローアップ調査実施要領」（別添。以下「実施要領」という。）に従い、平成 29 年 3 月 17 日（金）までに報告をお願いいたします。

## 2. 第 2 回フォローアップ調査について

要措置病院、分析調査中の病院及び未回答病院の状況について、継続的に状況把握及び指導をしていただき、実施要領に基づき、平成 29 年 9 月 29 日（金）までに報告をお願いいたします。

また、平成 29 年 3 月に厚生労働省に報告した第 1 回フォローアップの結果を踏まえ、保健所設置市又は特別区の医療監視部門と十分連携の上、平成 29 年度に実施する医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく当該病院に対する立入検査の際に、併せて改善状況等についても確認していただくとともに、立入検査実施時点においてもなお要措置状態が継続している場合、分析調査未実施の状態が継続している場合、未回答の状態が継続している場合等には、改善のために必要な指導を行っていただくようお願いいたします。

特に、吹付けアスベスト調査の要措置病院及び分析調査中の病院、「アスベスト含有保温材等使用実態調査」の要措置病院のうち措置時期が未定となっている病院、分析調査の依頼時期が未定となっている病院、未回答の病院等については、平成 29 年度の前半に優先的に立入検査を実施していただくようお願いいたします。

なお、第 2 回フォローアップ調査の結果については、要措置病院、分析調査中の病院及び未回答の病院について、その病院名、分析調査又は除去等の措置に着手できない理由、措置状況、都道府県等による指導の内容等を公表する予定としておりますので、その旨を該当病院に周知いただきますようお願いいたします。

### 【照会先】

厚生労働省医政局地域医療計画課  
TEL 03-5253-1111

（アスベスト調査関係）  
医療関連サービス室（内線 2539）

（医療監視関係）  
医療監視専門官（内線 2764）